

南城市シェアサイクル実証事業委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

企 画 提 案 公 募 要 領

沖縄県南城市

1 業務の目的

本業務は「南城市地域公共交通計画」及び「南城市観光交通実施計画」に基づき、Nバスやおでかけなんじいを補完する公共交通としてシェアサイクルを導入する。導入に伴い時間にとらわれない新たな交通体系の構築を図ることで、点在する観光資源を効果的に周遊することが可能となり本市が目指す「暮らすような旅」を提供する滞在型の観光促進を目的としてシェアサイクル実証を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
令和8年度南城市シェアサイクル実証事業委託業務
- (2) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
※運用開始日は、令和8年8月予定とする。
- (3) 業務内容
南城市シェアサイクル実証事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。
- (4) 提案上限額
¥7,312,800-（消費税及び地方消費税込み）
※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。また、この金額は契約額等を示すものではない。

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 日本国内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人等であること。（複数事業者による共同提案の場合には代表者がこの条件を満たしていること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ・当該公募型プロポーザル方式に係る契約を締結する能力を有しないこと
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 業者選定前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分から2年経過していること。
- (4) 公告の日から過去3か年以内に本市から契約解除をされていないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをして

- いる者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (10) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (11) 打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。

4 提案参加申込手続き

(1) 提出書類

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑪（順に綴込）を提出すること。

複数事業者による共同提案の場合は、①、②、⑤、⑥、⑨、⑪は代表事業者で提出。③、④、⑦、⑧、⑩は構成事業者すべてについて提出すること。

- ①プロポーザル参加表明書（様式1）
- ②プロポーザル参加申込書（様式2）
- ③提案事業者概要説明書（様式3）
- ④業務経歴書（様式4）
- ⑤本事業に係る実施体制（様式5）
- ⑥誓約書（様式6）
- ⑦定款の写し（任意様式）
- ⑧商業登記簿謄本の原本
- ⑨印鑑証明書の原本（①、②、⑥、⑪の使用印鑑と整合していること）
- ⑩消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がない証明書（提出日前3か月以内に発行したものに限り）の原本又は写し）
- ⑪複数事業者による共同提案の場合は、その代表事業者及び構成事業者間で交わされた協定書等（押印のあるもの）の写し

(2) 提出部数

- ・①の提出書類（様式1）
1部（PDF（カラー）化しメールでの提出可）
- ・②から⑪の提出書類（様式2～6及び⑦～⑪）
9部（正本1部、副本8部）※副本は正本の写しでよい。
※紙媒体での提出に加え、PDF化しメールにてデータを提出すること。

(3) 提出期限

①の提出書類（様式1）

令和8年6月1日（月）正午まで（必着）

②から⑩の提出書類（様式2～6及び⑦～⑩）

令和8年6月9日（火）午後5時まで

(4) 提出先

8ページに記載する事務局へ提出すること。

(5) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに事務局窓口へ提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。

※①の提出書類については押印済をPDF（カラー）化しメールにて提出も可能。

※申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

※提出された申請書等は、返却しない。

5 企画提案書の作成及び提出要領

(1) 提案が必要な書類について

以下の（ア）から（オ）を提出すること。また、（ア）から（オ）については、順番に綴じ、項目ごとにインデックスを張り付けること。

提出書類	様式、作成上の注意点
（ア）企画提案書表紙	A4判で作成すること。
（イ）企画提案書	仕様書の要件を基に、A4判20ページ以内で作成すること。 やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込とすること。 ただしA3判1枚につきA4判2ページとして換算すること。
（ウ）実施スケジュール	A4判2ページ以内またはA3判1ページ以内で作成すること。A3判を使用する場合は、横折込とすること。 様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
（エ）積算内訳書 （見積）	仕様書の要件を基に費用を見積もること。A4判であれば任意様式で可能。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案上限額を超えてはならない。 ・提案した内容に係る経費は全て記載する。 ・項目ごとの内訳、単価及び工数等を詳細に記載する。 ・メーカー等は具体的かつ詳細に記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は南城市長宛とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。
(オ) 保守積算内訳書 (見積)	<p>保守費用を計上する場合費用を見積もること。A4判であれば任意様式で可能。ただし、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①令和8年8月1日～令和9年3月31日、②令和9年4月1日～令和10年3月31日の2種類を提出する。なお、令和10年度が②の保守積算内訳書と異なる場合は、令和10年度分の保守積算内訳書を提出すること。 ・保守費用について具体的かつ詳細に記載する。 ・宛名は南城市長宛とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・①は見積額が契約額とはならない。 ・②は委託契約を確約するものではない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ①提案内容は、別紙「仕様書」に基づいて作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。
- ⑥別紙「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

(3) 提出の形態

- 9部（正本は1部、副本8部）※副本は正本の写しでよい。
- ※紙媒体での提出に加え、PDF化しメールにてデータを提出すること。

(4) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時必着

(5) 提出先

8ページに記載する事務局に提出すること。

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに事務局窓口へ提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、

不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。その場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式8）を1週間以内に提出すること。

6 質問および回答

公募要領等に関する質問は、質疑応答書（様式7）により、事務局担当者へメールにて、次の点に留意し提出すること。

- (1) メール以外での質疑は受付けない。（電話での質疑応答には一切応じない。）
- (2) 質疑の受付は、令和8年6月2日（火）9時からとし、提出締切期限は、令和8年6月4日（木）正午までとする。
- (3) 質疑に対する回答は、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出した全参加者に対しメールにて回答を行う。

7 受注候補者の選定方法

(1) 基本的な考え方

本委託業務の受託者の審査選定にあたっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、南城市シェアサイクル実証事業委託業務選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また、次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による審査

参加資格要件、提出書類等の不備、提案上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。

（参加資格要件の審査結果については、速やかにメールにて通知する。）

②選定委員による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき評価項目ごとに企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員会評価とする。ただし、応募者が4者以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する場合がある。

(3) 審査評価項目

- ①法人概要、実績及び体制
- ④仕様書等に対する提案内容の適格性
- ②適正なスケジュール
- ③見積価格の妥当性
- ⑤その他有益で新たな提案

(4) 受注候補者の決定

審査については、7（2）①の審査を通過し7（2）②の評価を最も高く獲得し

た者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。最も高い総合点数を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位を決定する。ただし、選定委員会が設定する基準点を超えていない場合は受注候補者としない。

(5) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

(ア) プレゼンテーションの持ち時間は、提案内容説明20分とし、その後質疑応答を10分行う。

(イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書以外の内容は評価の対象としない。

(ウ) プレゼンテーションは3人以内で行い、当日は実際に業務に携わる責任者、実務担当者が必ず出席すること。ただし、リモートでの参加は受け付けない。

(エ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出が遅い者から先に行うものとする。

②プレゼンテーション実施日（予定）

期日：令和8年6月24日（水）※時間はメールにて別途通知する。

場所：南城市役所庁舎3階 庁議防災室

③使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材（PC、タブレット端末、レーザーポインタ、スピーカー等）は全て提案者が用意すること。ただし、大型モニター、電源コードリール、ディスプレイケーブル（HDMI）については事務局で用意する物を使用して構わない。

※大型モニター、電源コードリール、ディスプレイケーブル（HDMI）について事務局で用意する物を使用する場合、または事前に動作確認したい場合は令和8年6月22日（月）正午までに担当者へ電話連絡すること。

8 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

①プレゼンテーション審査結果は、概ね1週間以内に文書にて通知するとともに、受注候補者については南城市の掲示板、公式ホームページにおいて公表を行う。ただし、結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

②選定されなかった者は、選定委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は、審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(2) 契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様、価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きを行い、受注者となること。受注候補者との協議が

整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

9 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または提案書を提出しなかった場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式8）を次の点に留意して提出すること。

- (1) 持参または郵送によるものとし、令和8年6月17日（水）午後5時までに提出すること。
- (2) 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に、郵送の場合は午後5時までに必着のこと。

10 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合または、満たすことができなくなった場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (7) 契約を締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 見積上限額（税込）を超える見積金額で積算された企画提案書。
- (9) 事務局、審査委員、南城市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合。
- (11) 審査決定から契約締結日までの期間において、南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。

11 その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 企画提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また、返却も行わない。
- (4) 企画提案書は、選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。

- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用しないこと。
- (7) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を委員会で審査し、本業務を委託可能と判断した場合のみに契約交渉権を与える。
- (8) やむを得ない事情により、企画提案公募の中断又は延期、中止などが決定した場合には市ホームページに掲示するとともに、参加表明者に対してメールで通知する。

1.2 スケジュール一覧

	項目	日程
1	公募開始・公募要領の配布	令和8年5月22(金)から
2	参加表明書受付締切	令和8年6月1日(月)正午まで
3	企画等質問受付期限	令和8年6月2日(火)9時から 令和8年6月4日(木)正午まで
4	企画提案等に関する質問回答	質問受付期間後、全参加者に対し回答
5	プロポーザル参加申込書等受付締切	令和8年6月9日(火)午後5時まで
6	企画提案書提出締切	令和8年6月17日(水)午後5時まで
7	参加資格審査結果の連絡	確認次第、全参加者に対し速やかに電子メールにて通知
8	プレゼンテーション審査	令和8年6月24日(水)(予定) ※時間は電子メールにて別途通知
9	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知

■事務局（受付及び問い合わせ先）

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市企画部交通政策課（担当者：比嘉、小波津）

電話：098-917-5386

FAX：098-917-5424

Email: koutu@city.nanjo.lg.jp

: takahiro00609@city.nanjo.lg.jp

: kohatsu00410@city.nanjo.lg.jp